

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	3
◎道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	9
高知県監査委員告示	
◎包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (8・18揭示)	10
高知県収用委員会公告	
◎公示による通知 (8・24揭示)	10
落札公告	
◎落札者等の公告 (総務事務センター)	10

-----  
規 則  
-----

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第57号**

**高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「がけ等」を「崖等」に改め、同条中「がけ」を「崖」に改める。

第5条の見出し中「建築物及び建築設備」を「建築物等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第12条第1項の規定により知事が指定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第1項に規定する建築物以外の特定建築物は、別表第1に掲げる用途及び規模の建築物とする。

第5条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、「事務所その他これに類する用途以外のもの」を削り、「合計とする」を「合計として、同表の規定を適用する」に改め、同条第3項中「よる知事が指定する建築設備」を「より知事が指定する政令第16条第3項に規定する特定建築設備等以外の特定建築設備等」

に、「設置されている建築設備のうち次に掲げるもの」を「設けられている防火設備（同条第3項第2号の国土交通大臣が定めるものを除く。）」に改め、同項各号を削る。

第6条の見出し中「建築物及び建築設備」を「建築物等」に改め、同条第3項を削り、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「前条第1項」を「政令第16条第1項及び前条第1項」に、「同条第3項」を「政令第16条第3項第2号及び前条第3項」に、「建築設備の」を「特定建築設備等の」に、「建築物については」を「建築物にあつては」に、「建築設備については」を「特定建築設備等にあつては」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

省令第5条第1項の規定により知事が定める政令第16条第1項に規定する建築物に係る報告の時期は別表第2に、省令第5条第1項の規定により知事が定める前条第1項に規定する建築物に係る報告の時期は別表第1に掲げる年の9月1日から11月30日までの期間内とする。

2 省令第6条第1項の規定により知事が定める政令第16条第3項第2号に掲げる特定建築設備等及び前条第3項に規定する特定建築設備等に係る報告の時期は、毎年9月1日から11月30日までの期間内とする。ただし、省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告にあつては、当該特定建築設備等が設けられている建築物に係る報告の時期によるものとする。

第7条を次のように改める。

**第7条 削除**

第8条第3項を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「前条第1項に規定する昇降機及び同条第2項に規定する昇降機等（第3項において「昇降機等」という。）」を「昇降機等」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第6条第1項の規定により知事が定める政令第16条第3項第1号に規定する昇降機及び政令第138条の3に規定する昇降機等（次項において「昇降機等」と総称する。）に係る報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内、かつ、前回の報告の日から1年を超えない日までとする。

第16条中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第18条第1項第1号中「がけ地等」を「崖地等」に改める。別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条、第6条関係）

用途	規模	定期報告の年
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの、地階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	平成28年から起算して2年目ごとの年
百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの、地階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	平成28年から起算して2年目ごとの年
ホテル又は旅館（簡易宿所を含む。）	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの、地階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	平成28年から起算して2年目ごとの年
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（政令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等をいい、保育所を除く。別表第2において同じ。）	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	平成27年から起算して3年目ごとの年
学校（法第12条第1項に規定する国等の建築物以外の公立学校を除く。）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	平成27年から起算して3年目ごとの年
下宿又は寄宿舎	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	平成27年から起算して3年目ごとの年

別表第2（第6条関係）

用途	定期報告の年
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	平成27年から起算して2年目ごとの年
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	平成28年から起算して2年目ごとの年
百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗	平成28年から起算して2年目ごとの年
ホテル又は旅館（簡易宿所を含む。）	平成28年から起算して2年目ごとの年
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	平成27年から起算して3年目ごとの年
体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	平成27年から起算して3年目ごとの年
下宿又は寄宿舎	平成27年から起算して3年目ごとの年
共同住宅	平成27年から起算して3年目ごとの年
平成28年1月国土交通省告示第240号（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件）第1の2に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（児童福祉施設等、下宿、寄宿舎及び共同住宅を除く。）	平成27年から起算して3年目ごとの年

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県建築基準法施行細則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成28年6月1日から適用する。

（経過措置）

2 報告の時期が平成28年となる建築物及び特定建築設備等についての新規則第6条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「11月30日」とあるのは、「12月28日」とする。

3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用される改正省令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項の規定により知事が定める改正省令附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備に係る報告の時期は、この規則の施行の日から平成31年3月31日までの期間内に1回とする。ただし、当該防火設備が建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を要する建築物に設けられている場合にあっては、当該期間内における当該建築物に係る報告の時期とする。

告 示

高知県告示第460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
202-54-001	入木谷川	室戸市佐喜浜町（別紙図面のとおりに）	土石流
202-54-002	霞ヶ谷川	室戸市佐喜浜町（別紙図面のとおりに）	土石流
202-54-201	中尾川	室戸市佐喜浜町（別紙図面のとおりに）	土石流

202-54-202	佐喜濱川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-54-203	上保能母谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-54-204	保能母谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-010	夫婦谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-011	大谷先作谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-012	弥ヶ谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-014	苫阪谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-015	小山谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-216	上立花谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-217	白壁谷川(1)	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-218	白壁谷川(2)	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-219	大山谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-220	ホモイ谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-221	根丸谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-009	若松谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流

202-63-212	鶴ヶ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-213	遠江谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-214	イッキ谷川右支川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-215	イッキ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-69-050	ミヤマエ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-69-051	杉ヶ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-69-052	ワシガ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-69-063	椎名谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-69-218	シバサキ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-69-219	高岡谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとお)	土石流
202-63-211	タカ谷川	室戸市室津(別紙図面のとお)	土石流
202-69-210	南ヶ谷川	室戸市室津(別紙図面のとお)	土石流
202-69-211	ソウダ谷川	室戸市室津(別紙図面のとお)	土石流
202-69-212	行所谷川	室戸市室津(別紙図面のとお)	土石流
202-69	バレ谷	室戸市室津(別紙図面	土石流

-213	川	のとおり)	
202-69-214	上河内谷川(1)	室戸市室津(別紙図面のとお)	土石流
202-69-215	上河内谷川(2)	室戸市室津(別紙図面のとお)	土石流
202-69-216	下河内谷川	室戸市室津(別紙図面のとお)	土石流
I-31	入木	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-32	薬師	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-33	根丸(1)	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-34	小山	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-35	大山(1)	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-36	鬼戸(1)	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-37	舟場	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-38	城山	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-39	中里	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-43	尾崎(1)	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-44	尾崎(2)	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

I-45	立 岩 (1)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-38	根 丸 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-39	根 丸 (3)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-40	根 丸 (4)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-41	根 丸 (5)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-42	根 丸 (6)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-43	大 山 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-44	大 山 (3)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-45	立 花 (1)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-46	立 花 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-47	白 壁 (1)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-48	白 壁 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-49	白 壁 (3)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-50	遅越	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-51	保能母 (1)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-52	保能母 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-53	中 尾 (1)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-54	中 尾 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-55	中 尾 (3)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-56	山 口 (1)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-57	山 口 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-58	山 口 (3)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-59	山 口 (4)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-60	山 口 (5)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-61	山 口 (6)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-62	鬼 戸 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-63	保野	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-64	永佐古	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-65	坂口	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-66	苫阪	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-67	都 呂 (3)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-68	都 呂 (4)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-69	日 裏 (1)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-70	日 裏 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-71	御子神	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-72	立 岩 (2)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-3	根 丸 (7)	室戸市佐喜浜町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-46	鹿 岡 (1)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-51	椎 名 (3)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-59	高 岡 (3)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-60	高 岡 (4)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-61	高 岡 (5)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-62	高 岡 (6)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-73	鹿 岡 (2)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-74	鹿 岡 (3)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-75	鹿岡 (4)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-76	鹿岡 (5)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-77	鹿岡 (6)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-78	鹿岡 (7)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-79	清水 (2)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-88	高岡 (7)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-89	高岡 (8)	室戸市室戸岬町(別紙 図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-87	長野 (1)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
I-88	長野 (2)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
I-89	稲石 (1)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-95	稲石 (2)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-96	奥大久 保(1)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-97	奥大久 保(2)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-98	奥大久 保(3)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-99	大久保	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊

II-100	小十連	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-101	河内 (1)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-102	河内 (2)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-103	河内 (3)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-104	河内 (4)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-105	河内 (5)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-106	河内 (6)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-107	河内 (7)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-108	河内 (8)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-109	河内 (9)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-110	河内 (10)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-111	河内 (11)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-112	河内 (12)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-113	河内 (13)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊
II-114	河内 (14)	室戸市室津(別紙図面 のとお)	急傾斜地の崩壊

301-43 -001	つづら 谷川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -002	寺ヶ谷 川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -003	鳴谷川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -004	東谷川 (1)	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -005	東谷川 (2)	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -006	上川口 谷川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -007	内田川 (1)	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -201	ゴンニ ャク谷 川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-43 -202	城ヶ谷 川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-44 -001	内田川 (2)	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-44 -202	向大前 谷川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-44 -203	宮の前 谷川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-44 -204	宮の前 谷川支 川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流
301-44 -205	左金峯 谷川	安芸郡東洋町野根(別 紙図面のとお)	土石流



	(1)	紙図面のとおり)			(1)	紙図面のとおり)		302-62-206	平谷川	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流
II-13	日曾谷	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-34	追廻し(2)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-62-207	長谷川	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	土石流
II-14	内田(2)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-35	追廻し(3)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-62-002	五軒丁谷川及び同左支川	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流
II-15	名留川(3)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-36	別役(2)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-62-003	大佐手谷川(1)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流
II-16	名留川(4)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-37	灰ノ木平	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-62-201	西の平谷川	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流
II-17	大斗(2)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-53-001	明白谷川	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	土石流	302-62-202	原田谷川	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流
II-18	大斗(3)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-53-002	改谷川及びスリコミ谷川	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	土石流	302-62-203	大佐手谷川(2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流
II-19	大斗(4)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-53-003	暗ノ谷川	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	土石流	302-62-204	竹谷川	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流
II-20	大斗下	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-53-004	車瀬谷川	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	土石流	I-242	米ヶ岡	安芸郡奈半利町丙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-21	真砂瀬(1)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-53-201	野口谷川(1)	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	土石流	I-243	宇川(1)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-22	真砂瀬(2)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-53-202	野口谷川(2)	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	土石流	I-244	宇川(2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-29	押野(7)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-62-004	ナスビ谷川	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	土石流	I-245	車瀬(1)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-30	押野(8)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	302-62-205	不動谷川及び同左支川	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	土石流	I-246	中里(1)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-31	ゴウロ(1)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊					I-248	宮ノ岡(2)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-32	ゴウロ(2)	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊								
II-33	追廻し	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊								

I-249	宮ノ岡 (東)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-250	六本松 (1)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-251	六本松 (2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-252	十市	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-253	須川 (1)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-254	久礼岩 (1)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-281	宇川 (3)	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-282	宇川 (4)	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-283	平(1)	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-284	宇川 (5)	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-285	宇川 (6)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-286	花田 (1)	安芸郡奈半利町甲及び乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-287	宇川 (7)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-288	花田 (2)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-289	花田 (3)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-290	花田 (4)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-291	平(2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-292	平(3)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-293	平(4)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-294	平(5)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-295	車瀬 (2)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-296	中里 (2)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-297	中里 (3)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-298	宮ノ岡 (3)	安芸郡奈半利町乙(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-299	六本松 (3)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-300	須川 (2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-301	須川 (3)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-302	須川 (4)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-303	久礼岩 (2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-304	久礼岩 (3)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-305	久礼岩 (4)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-306	大佐手 (1)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-255	加領郷 (中) (2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-257	加領郷	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-258	大原 (1)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-259	原田	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-307	大佐手 (2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-308	大佐手 (3)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-309	大佐手 (4)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-310	大原 (2)	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-311	六反地	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-312	中段	安芸郡奈半利町甲(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

## 高知県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成28年8月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成28年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市立田字養老田 1329番1から 南国市立田字古番所 1368番1まで	前	6.6	32
		8.9	
南国市立田字養老田 1329番1から 南国市立田字古番所 1368番1まで	A	6.6	32
		8.9	
南国市物部字古番所 前120番1から 南国市物部字古番所 前124番2まで	B	9.0	12
		11.7	

**高知県告示第462号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成28年8月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成28年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町岩改字 中屋1089番5から 香美市香北町岩改字	前	4.0	316
		18.2	

若宮1720番1まで	後	6.1 22.6	316
------------	---	-------------	-----

**監 査 委 員 告 示**

**高知県監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月18日（掲示済）

高知県監査委員 三石 文隆  
 同 坂本 孝幸  
 同 坂田 和子  
 同 田中 克典

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
 小林 泰明 大阪府松原市天美東九丁目7番14号  
 堀 重樹 兵庫県姫路市飾磨区清水179番地 グラジオ飾磨駅前302号
- 2 監査の事務を補助できる期間  
 平成28年8月18日から平成29年3月31日まで

**収 用 委 員 会 告 告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年9月14日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年8月24日（掲示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類  
 平成28年8月23日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名  
 須崎市桑田山字小濱谷乙2445番34、乙2445番35、乙2445番36、乙2445番37及び乙2445番38の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者  
 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所  
 米国ニューヨーク州ニューヨーク 松浦 有紀子

**落 札 公 告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
 県立学校授業用パソコン一式 9組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
 平成28年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 株式会社三愛商会 高知市鴨部二丁目20番16号
- 5 落札金額  
 82,047,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
 平成28年5月17日